

令和3年3月 総会議事録

日 時 令和3年3月23日(火)
午前9時00分
場 所 豊橋市役所 東85会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年3月23日(火)
午前9時00分開会 午前9時50分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第86号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第88号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第89号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第90号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第91号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第92号 贈与税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第93号 遊休農地における非農地証明について
 - 議案第94号 下限面積の設定について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 農地基本台帳の登載について
- 4 その他
 - 人・農地プランについて
 - 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 5名 農業企画課 1名

8 議事の経過

- 事務局 定刻となりました。
ただ今から豊橋市農業委員会 3 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いたします。
- 会 長 <あいさつ>
それでは、総会を始めます。
なお、豊橋市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。
- 議 長 本日の出席委員は、24 名全員ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。
次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。
- 委員全員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認め、議席番号 17 番廣田良二委員、同 19 番星野鉄典委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について

て、12日の書類説明会、農業委員による現地調査及び18日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条関係は、番号4番の所有地で木が伸びていた件について、担当の農業委員の方が現地調査を行った結果、経営面積から外すことはやむを得ないと意見でした。

番号5番の農地所有適格法人の新規営農の案件について、3月17日に役員要件が満たされたことを確認しました。

番号6番及び7番の申請地が工業団地の底地となっている件について、3月22日に換地後は農地となる旨の証明書が二川土地改良区理事長で証明書が提出されました。

そのほかについて変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として番号5番の農地所有適格法人の新規営農の案件について、18日の審査会にて実施した聞き取りの概要を配布していますので、併せてご精読ください。

よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法4・5条関係について、これまでの対応状況を説明します。

書類説明会にて説明しましたとおり、補助資料5ページ5条番号11番について、現地是正のため令和3年3月15日付で取下げ願いが提出されました。

その他変更、取下げ等はございません。よろしくお願いたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

議案第85号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 85 号、1 ページをご覧ください。
番号 1 番から 7 番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。
番号 3 番と 4 番は申請者の年齢が 70 歳を超えていますが、健康状態に問題はなく、息子が後継者となる予定です。
全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。
詳細につきましては議案をご覧ください。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、議案第 86 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 86 号、3 ページをお願いします。
番号 1 番につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準及び一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。
また、周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか承諾を得た旨の記載があります。
詳細につきましては議案をご覧ください。

以上が許可基準の適合状況です。
 ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
 を打ち切ります。
 これより採決に入ります。
 本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達するこ
 とに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
 議長 異議なしと認めます。
 よって本案は、原案を「可」として豊橋市長に進達することに
 決しました。

議 長 続きまして、議案第 87 号「農地法第 5 条の規定による許可申
 請について」を議題といたします。
 番号 1 番から 14 番までの 14 件を一括上程いたします。
 内容について事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
 議案第 87 号、4 ページから 5 ページをお願いします。
 番号 1 番から 14 番までの 14 件につきましては、書類説明会時
 にご説明したとおり、立地基準及び一般基準とも許可基準を満
 たし、申請地についても問題ありません。
 信用性については全案件とも特段の疑義はありません。
 転用の妨げとなる権利を有する者については全案件とも該当
 ありません。
 周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書
 の添付があるか承諾を得た旨の記載がある案件は番号 1 番から 6
 番、8 番から 11 番、13 番、14 番です。隣接地が申請地所有者と同
 一であるか農地以外である案件は番号 7 番、12 番です。
 一時転用については番号 6 番が該当し、13 ヶ月の一時転用計
 画で農地復元誓約書を添付しています。その他の案件について
 は該当ありません。
 以上が許可基準の適合状況です。
 ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達するこ
とに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに
決しました。

議 長 続きまして、議案第 88 号「農業振興地域整備計画のうち農用
地利用計画変更について」を議題といたします。
農用地区域からの除外の番号 1 番から 11 番までの 11 件を一
括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。
議案第 88 号について説明させていただきます。
豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変
更については、個別の除外 11 件、面積 19,110 m²です。
今回の案件につきましては、2 月 12 日（金）の書類説明会に
おいて農業委員の皆様方にご説明し、2 月 18 日（木）の農地審
査会において、本日の農地総会の議案に付すことについて、了承
を得ております。
除外 7 番については令和 2 年 11 月の書類説明会及び農地審査
会において農業委員の皆様方にご説明し、農業委員会総会の議
案に付すことについて、了承を得ておりましたが、土地開発行為
協議に時間が必要だったため今回申請となりました。
除外案件の目的としましては、分家住宅が 1 番、3 番の 2 件、
駐車場及び資材置場が 2 番、6 番の 2 件、資材置場が 4 番、8 番、
9 番の 3 件、駐車場が 5 番、10 番の 2 件、工場が 7 番の 1 件、
住宅敷地の拡張が 11 番の 1 件の計 11 件であり、内容を検討し
た結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、
今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第2項及び第4条の4（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）第1項第27号に基づき、ご審議をお願いするものです。

議長

ご審議の程、よろしく願いたします。

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の除外についての農業委員会の意見は「やむを得ない」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案についての農業委員会の意見は、さよう決しました。

続きまして、議案第89号「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号1番及び2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第89号7ページをご覧ください。

番号1番は果樹による経営です。

番号2番は畑作及び果樹による経営です。

それぞれの特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。

この2件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は、番号1番及び2番の特例適用農地の全てが該当いたします。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

委員
議長

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第90号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第90号8ページ及び9ページをご覧ください。

議案第90号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

番号1番は水稲による経営です。

番号2番は水稲による経営です。

番号3番は畑作による経営です。

番号4番は水稲による経営です。

番号5番は畑作や果樹による経営です。

番号6番は水稲及び畑作による経営です。

番号7番は畑作による経営です。

番号8番は畑作による経営です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この8件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は、番号5番、7番及び8番の特例適用農地の全てが該当いたします。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、本証明書を発行することを承認することに
決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。
続きまして、議案第 91 号「相続税納税猶予に関する特例農地
等の利用状況確認について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 91 号 10 ページをご覧ください。
議案第 91 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、
免除にあたっての現況確認です。
番号 1 番は水稻及び畑作による経営です。
特例適用農地における作目等や農地の状態については、
備考欄に記載のとおりでした。
この 1 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、
すべて農地であることを確認しました。
なお、市街化区域内の農地はありません。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承

認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 92 号「贈与税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 92 号 11 ページをご覧ください。

議案第 92 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は水稲及び畑作による経営です。

特例適用農地における作目等や農地の状態については備考欄に記載のとおりでした

この 1 件の 3 年更新における贈与税納税猶予に関する証明については、現地調査及び受贈人からの聞き取り調査をした結果、受贈人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地はありません。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 93 号「遊休農地における非農地証明について」を議題といたします。

事務局 番号1番の1件を上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
 議案第93号12ページをご覧ください。
 番号1番1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき非農地証明（遊休農地）願出書が提出された土地です。
 この土地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第4条第1項の判断基準に基づき、備考欄に記載の農業委員に現況調査を実施したところ「非農地」としての基準を十分満たしていると判断されましたので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものであります。
 ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
 異議なしと認めます。
 よって、本案は原案のとおり「非農地」と証明することに決しました。
 続きまして、議案第94号「下限面積の設定について」を議題といたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい議長、説明いたします。
 13ページ 議案第94号「下限面積の設定について」をご覧ください。
 平成21年の改正農地法により、法律で定められた下限面積である50aについて、各農業委員会が省令で定める基準に従い、下限面積を変更することができるようになりました。併せて、毎年下限面積について見直しをすることになりました。
 見直しの基準としては、農地法施行規則第17条の第1項と第

2項をもとに判断します。

その際、使用する資料として、2015年農林業センサスの数値及び令和元年度の農地の利用状況調査、農地パトロールの結果を使用します。なお、昨年実施されました2020年農林業センサスの確定数値は今年の冬に公表される予定で、来年の見直しの際には新しい2020年の数値が使われますが、今回は、昨年と同じ2015年を使用します。

農地法施行規則第17条第1項は、農業委員会管内の平均的な経営規模が小さく、法に定める50aでは実情に適さないと判断される場合です。具体的には50a未満の農家数が全体の4割を上回る場合に、10aごとに4割を上回る面積まで下限面積の見直しを検討するものです。

資料1-2の2ページをご覧ください。昨年は2015農林業センサスをもとに管内の販売農家と自給的農家を合わせた割合を算出していました。今年は国の通知である「農地法関係事務に係る処理基準について」第3の6③にもとづき、「経営耕地面積規模別農家数」を活用し算出しました。具体的には2015農林業センサスをもとに管内の販売農家のうち50a未満の農地を耕作している農家の割合は19%であり見直しを検討する必要がないものと判断しています。

農地法施行規則第17条第2項は、高齢化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ、農地の保全等が図られないと判断する場合に適用する基準です。「遊休農地が深刻な状況」の具体的な基準はありませんが、国が示した目安として、全国の遊休農地率との比較です。

資料1-2の2ページにあります令和元年度の農地パトロールの結果から遊休農地率は、昨年と同じ約2.6%で、2015年農林業センサスによる全国平均の12.3%よりも低く遊休農地の面積も平成27年度より減少しています。

以上のことから令和3年度の下限面積は現行の50aを変更しないと判断します。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

委員全員 本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

議長 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって本案は原案のとおりに決しました。

議長 以上で、本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局 次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議長 議案の 14 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件及び 15 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 25 番までの 25 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番の 1 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

報告書をもとに農地法第 2 条第 3 項各号に定められた要件を満たしているか確認をします。

①法人形態要件とは、農事組合法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかに該当し、株式会社の場合は、公開会社でないものつまり株式譲渡制限があるものとなります。

また、有限会社はみなし株式会社として扱います。

②事業要件とは、売上高の過半が農業関連であること。

③議決権要件とは、法人の議決権の過半が農業関係者であること。

④役員要件とは、役員の過半が農業関連の常時従事（150 日以上）する構成者であり、かつ一人以上は農作業に従事する人（60 日以上）。

以上の 4 つの要件を確認します。

番号 1 番は、農地法第 2 条第 3 項各号に定められた要件を満

たした内容でしたので、当該法人が農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 20 番までの 20 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 24 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 7 番までの 7 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の内容及び添付書類を審査の上、3 月 25 日付けで証明を行う予定です。

次に 25 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番は、農地基本台帳で経営農地として登録されていない土地について、農地として利用している旨の申出がありました、記載の委員の方々に確認をしていただきました結果、現況が全て農地として利用されていることを確認しましたので、3 月 19 日付けで農地基本台帳に登録しました。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前 9 時 35 分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。 (午前 9 時 37 分再開)

次に「人・農地プラン」について、農業企画課の担当から説明があります。

説明をお願いします。

農業企画課 <説明>

議長 今の説明について質問等がございましたらお願いします。

【質疑・応答】

議長 他にありませんか。

なければ、次に連絡事項をお願いいたします。

<連絡事項>

議長 その他について何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前 9 時 50 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年3月23日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(17 番 廣田 良二 委員)

議事録署名者
(19 番 星野 鉄典 委員)